

第 112 期 中 間 決 算 公 告

2022 年 12 月 28 日

広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号
株 式 会 社 廣 島 銀 行
取 締 役 頭 取 清 宗 一 男

中間貸借対照表（2022年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,411,596	預 讓 渡 性 預 金	8,614,668
コ ー ル 口 一 ン	29,925	コ ー ル マ ネ ー	387,931
買 入 金 銭 債 権	6,529	売 現 先 勘 定	538,700
特 定 取 引 資 産	11,812	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	340,153
金 銭 の 信 託	32,401	特 定 取 引 負 債	400,397
有 価 証 券	1,770,157	借 用 金	9,036
貸 出 金	7,144,771	外 国 為 替	886,649
外 国 為 替	9,382	信 託 勘 定 借 債	1,504
そ の 他 資 産	140,702	そ の 他 負 債	56
そ の 他 の 資 産	140,702	未 払 法 人 税 等	77,062
有 形 固 定 資 産	104,702	リ ー ス 債 務	2,354
無 形 固 定 資 産	8,780	資 産 除 去 債 務	485
前 払 年 金 費 用 資 産	52,979	そ の 他 の 負 債	318
繰 延 税 金 資 産	20,325	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	73,903
支 払 承 諾 見 返 金	39,321	ポ イ ン ト 引 当 金	755
貸 倒 引 当 金	△37,126	株 式 給 付 引 当 金	176
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	709
		支 払 承 諾	13,237
		負 債 の 部 合 計	39,321
			11,310,361
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	54,573
		資 本 剰 余 金	30,634
		資 本 準 備 金	30,634
		利 益 剰 余 金	353,425
		利 益 準 備 金	40,153
		そ の 他 利 益 剰 余 金	313,272
		別 途 積 立 金	289,604
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,668
		株 主 資 本 合 計	438,634
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△34,775
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,029
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,012
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△2,733
		純 資 産 の 部 合 計	435,900
資 産 の 部 合 計	11,746,261	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,746,261

中間損益計算書

(2022年4月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		61,420
資金運用収益	42,374	
(うち貸出金利息)	(31,238)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,299)	
信託報酬	67	
役務取引等収益	11,625	
特定取引収益	837	
その他業務収益	4,774	
その他経常収益	1,740	
経 常 費 用		47,340
資金調達費用	6,417	
(うち預金利息)	(664)	
役務取引等費用	4,739	
その他業務費用	4,267	
営業経費	25,970	
その他経常費用	5,945	
経 常 利 益		14,080
特 別 利 益		22
特 別 損 失		211
税引前中間純利益		13,891
法人税、住民税及び事業税	2,739	
法人税等調整額	1,042	
法人税等合計		3,781
中 間 純 利 益		10,110

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認め

る額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。ただし、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権の予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（中間決算日から5年又は10年）の平均値に加え、景気循環を勘案した長期にわたる貸倒実績率の平均値を比較して損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,739百万円であります。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後も一定期間続くものと想定し、政府や自治体の経済対策や、当行及び他の金融機関による支援等により、貸出金等に多額の損失が発生する事態には至らないが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい特定の業種の債務者については、今後信用リスクが増加する可能性が高いとする仮定において、貸倒引当金を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 ： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間期末における将来使用見込額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への株式会社ひろぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当中間期末における株式給付債務の見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・主に繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・貸出金等

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺、キャッシュ・フローを固定するもの

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって中間貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって中間貸借対照表価額とすることに変更しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 6,547百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,593百万円
危険債権額	40,059百万円
三月以上延滞債権額	2,250百万円
貸出条件緩和債権額	36,887百万円
合計額	84,791百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,213百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,078,957百万円
貸出金	878,475百万円
その他資産	118百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,727百万円
売現先勘定	340,153百万円
債券貸借取引受入担保金	400,397百万円
借入金	840,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券730百万円及びその他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金47,081百万円、保証金2,008百万円及び先物取引差入証拠金505百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、2百万円であります。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,858,590百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,765,314百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

43,646百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は43,464百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託21,633百万円であります。

10. 単体自己資本比率（国内基準）は10.01%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益993百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等償却5,000百万円、貸倒引当金繰入額744百万円、株式等売却損124百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2022年9月30日現在)

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	427
関連法人等株式	0
出資金	6,120

3. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	85,764	51,678	34,086
	債券	133,044	132,266	777
	国債	39,905	39,794	110
	地方債	48,501	48,216	285
	社債	44,638	44,255	382
	その他	27,613	25,672	1,941
	小計	246,422	209,616	36,805
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	13,236	14,152	△916
	債券	951,606	972,844	△21,237
	国債	451,288	466,220	△14,932
	地方債	261,227	264,727	△3,499
	社債	239,090	241,896	△2,805
	その他	564,002	629,129	△65,126
	小計	1,528,845	1,616,126	△87,281
合計		1,775,268	1,825,743	△50,475

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	4,541
その他	0

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、4,959百万円（うち、株式4,959百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2022年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間 貸借対照表計上 額を超えるもの (百万円)	うち時価が中間 貸借対照表計上 額を超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	3,000	3,000	—	—	—

（注）「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭 の信託	29,401	30,178	△776	—	776

（注）1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	19,792百万円
その他有価証券評価差額金	16,476百万円
有価証券評価損	682百万円
減価償却	970百万円
その他	2,456百万円
繰延税金資産小計	40,378百万円
評価性引当額	△1,232百万円
繰延税金資産合計	39,145百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	△13,688百万円
退職給付信託設定益・解除益	△2,872百万円
その他	△2,259百万円
繰延税金負債合計	△18,820百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	20,325百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額

1,395円45銭

1 株当たりの中間純利益金額

32円36銭

第112期中（2022年9月30日現在）信託財産残高表

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	38,547	金 銭 信 託	90,477
有 形 固 定 資 産	629	包 括 信 託	738
銀 行 勘 定 貸	56		
現 金 預 け 金	51,982		
合 計	91,215	合 計	91,215

- （注） 1. 共同信託他社管理財産については取扱残高はありません。
 2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

元本補てん契約のある信託

金銭信託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	21,633	元 本	21,633
計	21,633	計	21,633

- （注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結貸借対照表（2022年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,412,434	預 金	8,611,962
コールローン及び買入手形	29,925	譲 渡 性 預 金	382,127
買 入 金 銭 債 権	8,115	コールマネー及び売渡手形	538,700
特 定 取 引 資 産	11,812	売 現 先 勘 定	340,153
金 銭 の 信 託	32,401	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	400,397
有 価 証 券	1,769,730	特 定 取 引 負 債	9,036
貸 出 金	7,144,986	借 用 金	886,649
外 国 為 替	9,382	外 国 為 替	1,504
そ の 他 資 産	143,117	信 託 勘 定 借	56
有 形 固 定 資 産	105,016	そ の 他 負 債	83,761
無 形 固 定 資 産	8,802	退 職 給 付 に 係 る 負 債	53
退 職 給 付 に 係 る 資 産	60,346	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25
繰 延 税 金 資 産	18,514	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	755
支 払 承 諾 見 返	40,163	ポ イ ン ト 引 当 金	218
貸 倒 引 当 金	△38,627	株 式 給 付 引 当 金	709
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	13,237
		支 払 承 諾	40,163
		負 債 の 部 合 計	11,309,513
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	54,573
		資 本 剰 余 金	30,635
		利 益 剰 余 金	359,050
		株 主 資 本 合 計	444,259
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△34,775
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,029
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,012
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,083
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,349
		純 資 産 の 部 合 計	446,609
資 産 の 部 合 計	11,756,123	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,756,123

中間連結損益計算書 〔2022年4月1日から
2022年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	61,168
資金運用収益	41,216
(うち貸出金利)	(31,254)
(うち有価証券利息配当金)	(8,111)
信託報酬	67
役務取引等収益	12,548
特定取引収益	837
その他の業務収益	4,774
その他の経常収益	1,724
経常費用	47,461
資金調達費用	6,418
(うち預金利息)	(664)
役務取引等費用	3,888
その他の業務費用	4,267
営業経費	26,839
その他の経常費用	6,048
経常利益	13,707
特別利益	22
特別損失	211
税金等調整前中間純利益	13,518
法人税、住民税及び事業税	2,994
法人税等調整額	1,063
法人税等合計	4,058
中間純利益	9,460
親会社株主に帰属する中間純利益	9,460

連結注記表

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 4社

ひろぎんビジネスサービス株式会社

ひろぎんカードサービス株式会社

ひろぎんリートマネジメント株式会社

ひろぎん保証株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 7社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

②持分法適用の関連法人等

該当なし

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④持分法非適用の関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法(ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。ただし、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権の予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（中間決算日から5年又は10年）の平均値に加え、景気循環を勘案した長期にわたる貸倒実績率の平均値を比較して損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,739百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は今後も一定期間続くものと想定し、政府や自治体の経済対策や、当行及び他の金融機関による支援等により、貸出金等に多額の損失が発生する事態には至らないが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい特定の業種の債務者については、今後信用リスクが増加する可能性が高いとする仮定において、貸倒引当金を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への株式会社ひろぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委

員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・主に繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・貸出金等

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺、キャッシュ・フローを固定するもの

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取得原価をもって中間連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって中間連結貸借対照表価額とすることに変更しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 6,120百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,880百万円
危険債権額	40,059百万円
三月以上延滞債権額	2,250百万円
貸出条件緩和債権額	36,887百万円
合計額	86,077百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,213百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,078,957百万円
貸出金	878,475百万円
その他資産	118百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,727百万円
売現先勘定	340,153百万円
債券貸借取引受入担保金	400,397百万円
借入金	840,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券730百万円及びその他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金47,081百万円、保証金2,042百万円及び先物取引差入証拠金505百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、2百万円であります。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,855,490百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,762,214百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 43,660百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は43,464百万円であります。

9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託21,633百万円であります。

10. 連結自己資本比率（国内基準）は、10.19%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益993百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等償却5,000百万円、貸倒引当金繰入額847百万円、株式等売却損124百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益は、△22,974百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 特定取引資産（*1）			
売買目的有価証券	1,364	1,364	—
(2) 金銭の信託	32,401	32,401	—
(3) 有価証券			
その他有価証券（*2）	1,759,067	1,759,067	—
(4) 貸出金	7,144,986		
貸倒引当金（*3）	△37,013		
	7,107,973	7,201,610	93,636
資産計	8,900,808	8,994,445	93,636
(1) 預金	8,611,962	8,612,179	216
(2) 譲渡性預金	382,127	382,128	0
(3) 借入金	886,649	884,503	△2,145
負債計	9,880,740	9,878,811	△1,928
デリバティブ取引（*4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,986	1,986	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*5）	(38,596)	(38,596)	—
デリバティブ取引計	(36,610)	(36,610)	—

（*1）特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

（*2）その他有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*4）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*5）ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するため、又はキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
非上場株式(*1) (*2)	4,541
組合出資金(*3)	6,120
その他	0

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について40百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金は、非連結の子会社及び子法人等への出資金であります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	29,401	—	29,401
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	128	1,236	—	1,364
その他有価証券				
国債・地方債等	491,193	309,729	—	800,922
社債	—	232,253	51,474	283,728
株式	99,000	—	—	99,000
その他	231,300	330,000	—	561,301
デリバティブ取引				
金利関連	—	10,323	—	10,323
通貨関連	—	15,842	3,091	18,933
その他	—	—	64	64
資産計	821,623	928,787	54,631	1,805,042
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,696	—	4,696
通貨関連	—	57,943	3,228	61,171
その他	—	—	64	64
負債計	—	62,639	3,292	65,932

(※1) 時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託の金額は3,780百万円であります。

(※2) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用した組合出資金については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該組合出資金の金額は10,333百万円であります。

(※3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は38,596百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,000	—	3,000
貸出金	—	—	7,201,610	7,201,610
資産計	—	3,000	7,201,610	7,204,610
預金	—	8,612,179	—	8,612,179
譲渡性預金	—	382,128	—	382,128
借入金	—	875,064	9,439	884,503
負債計	—	9,869,372	9,439	9,878,811

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2に分類しております。また、有価証券運用を主目的としない金銭の信託においては、約定期間が短期間のものであり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証等による回収可能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、通貨関連取引、その他（地震デリバティブ等）が含まれます。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2022年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	割引率	0.39% — 10.63%	0.55%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、発 行及び決 済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 連結貸借 対照表日 において 保有する 金融資産 及び金融 負債の評 価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	52,363	18	△44	△863	—	—	51,474	—
デリバティブ取引								
通貨関連(*2)	△124	△11	—	—	—	—	△136	△11
その他(*2)	—	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」及び「特定取引収益」に含まれております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはバック部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの使用に係る手続きを定めております。ミドル部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続きに準拠しているか妥当性を確認しております。またバック部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率は、TIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2022年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券 (2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	85,764	51,678	34,086
	債券	133,044	132,266	777
	国債	39,905	39,794	110
	地方債	48,501	48,216	285
	社債	44,638	44,255	382
	その他	27,613	25,672	1,941
	小計	246,422	209,616	36,805
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	13,236	14,152	△916
	債券	951,606	972,844	△21,237
	国債	451,288	466,220	△14,932
	地方債	261,227	264,727	△3,499
	社債	239,090	241,896	△2,805
	その他	564,002	629,129	△65,126
	小計	1,528,845	1,616,126	△87,281
合計		1,775,268	1,825,743	△50,475

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,959百万円（うち、株式4,959百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2022年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち 時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの (百万円)	うち 時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えない もの (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	3,000	3,000	—	—	—

(注) 「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2022年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち 中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち 中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	29,401	30,178	△776	—	776

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2022年9月30日)

(単位: 百万円)

区分	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じる経常収益	11,433
上記以外の経常収益	49,735
外部の顧客に対する経常収益	61,168

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額

1,429円74銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額

30円28銭